

自動販売機設置場所に係る仕様書

1. 設置場所及び台数

設置施設	所在地	設置箇所	種類	台数
道の駅なかつ	中津市大字加来 814番地	中央通路	缶・ペットボトル等対応型	4台
		情報休憩室	紙コップ対応型	1台
			缶・ペットボトル等対応型	2台
第1駐車場内	缶・ペットボトル等対応型	1台		

設置箇所については、別紙平面図を参照のこと。

情報休憩室の営業時間は現在、午前9時30分から午後6時15分となっており、営業時間外は施設している。

2. 設置期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日迄

但し、令和11年5月31日迄は、自動販売機の必要性及び利用状況並びに設置事業者の管理運営状況を勘案して支障がないと判断する場合は、毎年度更新するものとする。

3. 設置する自動販売機の台数は、缶・ペットボトル等対応の販売機7台、紙コップ対応型1台とする。

4. 規格及び条件並びに設置者の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ おおよそW1,200mm×D800mm×H2,000mm程度とする。
- ②デザイン(外観色を含む) 周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。
- ③ラッピング 施設の外観に調和するよう配慮したものが好ましい。

(2) 環境対策

- ①省エネ 「照明の自動点滅、減光」、「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
- ②ノンフロン 二酸化炭素又は炭化水素、若しくは代替フロンを冷媒として採用した機種とすること。

(3) 安全対策

- ①転倒防止 「自動販売機据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した措置を講じるものとする。
- ②食品衛生 「食品・添加物等の規格基準(食品衛生法)」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領(業界自主基準)」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。また、カップ式自動販売機については、衛生的な調理、機能等を備えた自動扉であること。
- ③防犯 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム変更により、偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

(4)地震、火災、風水害等の災害時対策

地震、火災、風水害等の災害発生時に、被害者を救援するための救援機能付きの自動販売機を設置するものとする。また、中津市内での設置事例等があれば、その設置事例を明記すること。

(5)使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台につき1個の割合で設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材 プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積 回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他 缶、瓶、ペットボトル等容器の素材別に回収できるものとし、使用済み容器投入口は、一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はその仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③使用済み容器処理・回収

ア 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理する。

イ 使用済み容器の回収は自動販売機の設置者がおこなう。

(6)自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部、外部及び設置場所周辺の清掃等を行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス要員による保守業務を随時行って維持に努める他、故障時には即時対応する。

④施設側から商品の補充、ゴミの回収などの要望があった場合は速やかに対応する。

⑤自動販売機への商品の補充及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、株式会社道の駅なかつの担当者の指示に従うこと。

(7)販売商品の種類

酒類を除く飲料とする。

(8)販売価格

販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

(9)販売実績の報告

設置業者は、1ヶ月の販売実績(1台ごとの販売数量、販売金額)、手数料をとりまとめ、翌月末までに、株式会社道の駅なかつに販売実績報告書を提出すること。

5. 販売手数料

売上金額に対する手数料率等を提案書に記載すること。提案書の手数料をもって販売手数料とします。なお、見積書については様式の指定はありませんが、代表者印または担当者印押印の上、厳封のうえ提出すること。

6. 企画提案書

「4. 規格及び条件並びに設置者の遵守事項」および「5. 販売手数料」に沿った内容で作成し、その他特筆すべき実績や提案事項について記載すること。

7. 費用負担

- (1) 機器設置までの基礎工事にかかる費用は、株式会社道の駅なかつが負担する。
- (2) 第1次電源工事及び給水工事にかかる費用は、株式会社道の駅なかつが負担する。
- (3) 電気料金については、設置者が負担する。料金は、子メーターを設置し、その使用実績に基づき算定した額とする。子メーターは、自動販売機設置者が設置する。
- (4) 使用済み容器の回収にかかる費用は設置者が負担する。
- (5) 自動販売金の設置、維持管理及び撤去にかかる費用は、設置者が負担する。

8. 自動販売機設置に伴う事故

株式会社道の駅なかつの責めに帰すことが明らかな場合を除き、設置業者がその責を負う。

9. 商品等の盗難及び破損

- (1) 株式会社道の駅なかつの責めに帰すことが明らかな場合を除き、設置業者がその責を負う。
- (2) 設置業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損した時は、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。